

兵庫県後期高齢者医療広域連合
地球温暖化対策実行計画

2024（令和6）年度～2030（令和12）年度

2024（令和6）年3月28日

1 はじめに

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されている。地球温暖化の主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められている。

国際的な動きとしては、2015（平成 27）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されている。

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められた。地球温暖化対策推進法により、全ての都道府県及び市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられている。

また、2021（令和 3）年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の温室効果ガス削減目標（2030（令和 10）年度中期目標）と目標達成のための対策・施策が示された。同計画においても、都道府県及び市町村には、その基本的な役割として、総合的な施策の推進や、自らの事務及び事業に係る措置に関する地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、実施するよう求められている。

こうした状況の下、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、兵庫県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を推進することとする。

2 基本的事項

(1) 策定目的

実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、2013（平成25）年度を基準年度として温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものである。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、広域連合の全ての事務及び事業とする。

また、外部への委託により実施される事務及び事業についても、可能な限り、受託者に対し、必要な措置を講じるよう要請する。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定される7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とする。

温室効果ガスの種類	広域連合での発生源	地球温暖化係数 ¹
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気使用	1

（注）他の温室効果ガスについては、広域連合の事務及び事業において排出実態の把握が困難であることから、実行計画の対象外としている。

(4) 計画期間

実行計画期間は、2024（令和6）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までの7年間とし、本計画の実施状況や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(5) 上位計画との関係性

実行計画は、国の地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月22日閣議決定）に即して策定する。

3 温室効果ガス総排出量状況

(1) 温室効果ガス総排出量

本実行計画における温室効果ガス総排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条第1項第1号ロが規定する方法に準じている。

広域連合の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2013（平成25）年度において、24.779t-CO₂となっている。

排出要因	活動量 ²	CO ₂ 排出係数 ³	温室効果ガス排出量
電力使用	48,209kWh	0.000514t-CO ₂ /kWh	24.779t-CO ₂

1 二酸化炭素（CO₂）を「1」とした場合の比率を数値で表したものの。

2 関西電力（株）から供給された電気の年間使用量

3 2013（平成25）年度における関西電力（株）の二酸化炭素（CO₂）実排出係数

(2) 温室効果ガスの増減要因

広域連合の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが考えられる。

1 増加要因

被保険者数の増加に伴う職員の増強

年度	職員数	増減	年度	職員数	増減
2013 (H25)	30	-	2018 (H30)	39	+ 3
2015 (H27)	32	+ 2	2019 (R 1)	40	+ 1
2016 (H28)	34	+ 2	2021 (R 3)	42	+ 2
2017 (H29)	36	+ 2	2023 (R 5)	46	+ 4

2 減少要因

広域連合事務所内の蛍光灯のLED（発光ダイオード）化

<参考>消費電力の差【蛍光灯 40 形 1 本当たり：0.043kW、LED：0.016kW】

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標の考え方

地球温暖化対策計画を踏まえて、広域連合の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定する。

(2) 温室効果ガスの削減目標

2030（令和 12）年度に、基準年度である 2013（平成 25）年度比で、30%削減（△7.434t-CO₂）することを目標とする。

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である電力使用量の削減に重点的に取り組む。

(2) 具体的な取組内容

1 OA 機器等の管理

- ・OA 機器等の電化製品については、スイッチの適正管理や節電機能の活用等により、電力使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ・退庁時には、OA 機器等の電化製品の電源を切ることを徹底する。
- ・OA 機器等の電化製品の導入・更新に当たっては、電力使用量の抑制効果が高い機器等の選定について検討する。

2 照明設備の管理

- ・始業前、昼休憩及び夜間における照明は、特に照明が必要な箇所を除き、原則、消灯する。
- ・会議室等の照明については、利用時間を除き、こまめに消灯することを徹底する。

3 冷暖房設備の管理

冷暖房設備は、入居先ビルによるセントラル空調方式（全館空調）であり、広域連合では、ファンコイルの「入/切」のみが可能である。そのため、以下によりファンコイルの稼働時間削減による電気使用量削減を行う。

- ・ 部署ごとの最終退庁者が空調の電源を切る。
- ・ 会議室の空調使用は、会議開始前 30 分前からとする。
- ・ クールビズ⁴及びウォームビズ⁵を各職員の判断により励行する。

4 働き方の管理

- ・ 毎週水曜日をノー残業デーと定め、定時退庁の徹底を図る。
- ・ 事務効率の向上を図り、時間外勤務の削減に努める。

5 職員等への周知

- ・ グループウェア（社内コミュニケーションツール）や新任職員研修等において、計画の周知を図り、取組内容の徹底を図る。
- ・ コールセンター等の委託事業者へも周知を図り、取組内容の徹底を図る。

6 その他省エネルギー・省資源を推進する取組

1 グリーン購入⁶・グリーン契約等の推進

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく、物品の調達に努める。
- ・ 詰め替えやリサイクル可能な文具等の使用を促進する。
- ・ コピー用紙類は、古紙配合率の高い再生紙の使用に努める。
- ・ 広報物等の印刷製本（又は業務委託）を行う場合、大豆油インキ⁷又は植物油インキ⁸の使用に努める。
- ・ 単に被保険者等へのお知らせ通知などの印刷製本（又は業務委託）を行う場合、古紙配合率の高い再生紙の使用に努める。

2 用紙類の使用量の削減等

- ・ 両面、集合印刷⁹や裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ 資料等の印刷部数は、余剰とならないように努める。
- ・ 内部会議における資料は、電子データ上で閲覧することを原則とする。
- ・ 内部用資料については、原則、モノクロ印刷に努める。
- ・ 複合機でのカラー印刷は、必要最小限度にとどめる。

<参考>コピー用紙の使用状況（箱数）

年度	A 4（枚数）	A 4（箱数）	A 3（枚数）	A 3（箱数）
令和 3 年度	650,000 枚	260 箱	15,000 枚	10 箱
令和 4 年度	562,500 枚	225 箱	22,500 枚	15 箱

4 夏季の環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、ないしはその方向にそった軽装

5 室温を低め（摂氏 20 度以下）に設定することを呼びかけ、この室温でも快適に過ごすための服装

6 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

7 大豆油から作られる工業印刷用油性インキ（インク）の一種。ソイ・インキ、大豆油インキとも呼ばれる。

8 再生産可能な植物から生産された一般的な植物油や再生植物油などから作られたインキ

9 1 枚の用紙に複数のページを印刷する方法

3 リサイクルの推進

- ・使用済み封筒、段ボール類の再利用を促進する。
- ・使用済み紙類、ペットボトルなどの分別によるリサイクルを推進する。

4 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させる。
- ・可能な範囲でエレベーターを使用せず、階段利用に努める。

7 推進体制と実施状況の公表

(1) 推進体制

本実行計画を推進するために、広域連合事務局長を計画の推進責任者とし、各課長を計画の推進担当者とする。

推進責任者は、実行計画の策定、見直し、及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況の把握や職員に対する啓発、情報提供など総合的な推進を図る。

(2) 点検・評価・見直し体制

本実行計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、点検・評価・見直しを行う。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本実行計画の見直しに向けたPDCAを推進する。

(3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、本実行計画の実施状況について、定期的に点検を実施するとともに、毎年1回、温室効果ガスの総排出状況を広域連合ホームページで公表する。

以 上